

再就職準備金貸付事業 返還免除対象業務について

■「介護職員等」とは

この制度において「介護職員等」とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業をいう。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者をいいます。

サービス種別	職種
(介護予防) 訪問介護	<p>介護職員等、主たる業務が 介護等の業務である者</p> <p>※「主たる業務が介護等の業務」には、相談業務や施設長業務は含まれません。</p>
(介護予防) 訪問入浴介護	
(介護予防) 通所介護	
(介護予防) 通所リハビリテーション	
(介護予防) 短期入所生活介護	
(介護予防) 短期入所療養介護	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
地域密着型通所介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	
介護療養型医療施設	
第一号訪問事業	
第一号通所事業	